

## さいたま市ナラ枯れ防除対策支援補助金 概要

補助対象者等						手続きの流れ	
市内の森林の所有又は管理者で、ナラ枯れ防除対策を実施する者。 <b>補助対象外</b> ※所有する森林について、国又は地方公共団体の管理に属する場合 ※防除対策の対象となる樹木が、宅地内に生えている庭木等の場合 ※防除対策の対象となる樹木が、枯死後1年以上経過している場合							
補助対象となる防除対策及び金額							
区分	防除対策	対象樹木	補助対象経費の内容	補助額	補助限度額		
予防	殺菌剤の樹幹注入	健全木	賃金、薬剤費、資材費及び事業雑費	別表措置基準の範囲内で実施した防除対策に要する経費	30万円		
	粘着シート被覆	健全木、被害木					
	殺虫剤散布	被害木					
駆除	伐採、薬剤によるくん蒸、焼却、破砕	被害木	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）、事業雑費、賃金及び資材費	別表措置基準の範囲内で実施した防除対策に要する経費に2分の1を乗じた額			
補助金交付申請（様式1）時添付書類						注意事項	
① 防除対策の内容及び経費が確認できる次のア～ウの書類 ア 予防区分に基づく防除対策を申請者が直接実施する場合は、薬剤、資材の製品名、購入個数及び費用がわかる資料 イ 予防区分に基づく防除対策を事業者への委託により実施する場合は、見積書 ウ 駆除区分に基づく防除対策を実施する場合は、見積書 ② 防除対策の実施箇所を示した位置図 ③ 区分が予防である場合は健全木又は被害木の状況等が分かる写真、区分が駆除である場合は被害木の状況等が分かる写真 ④ 交付対象者が土地を管理する者の場合又は補助対象の土地が共有である場合は、土地所有者の同意書（様式第2号） ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類						① 補助金の交付を受けるには、ナラ枯れ防除対策を実施する前に補助金の交付申請を行う必要があります。 ② 同一年度における交付申請は1回限りとします。 ③ 予防及び駆除の両区分は、同時に申請することができます。この場合において、補助金の限度額は、30万円となります。 ④ 交付決定後に、当該対策を変更又は中止するときは、変更交付申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。	
問い合わせ先							
さいたま市経済局農業政策部 農業環境整備課 農業振興計画係							
TEL 048-829-1377							